

厚生労働大臣の定める掲示事項

令和8年3月1日改訂

1、当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

2、入院基本料について

施設基準の一般病棟入院基本料の10対1入院基本料を届け出ています。「当病院では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）、看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。」

- ・ 朝8時30分～夕方17時30分まで、看護職員1人あたりの受持ち数は6人以内です。看護補助者1人あたりの受持ち数は9人以内です。
- ・ 夕方17時30分～深夜1時15分まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。
- ・ 深夜1時15分～朝8時30分まで、看護職員1人あたりの受持ち数は14人以内です。

3、月平均夜勤時間について

夜間勤務時間帯に従事した看護職員（看護師及び准看護師）1人あたりの月平均夜勤時間数が72時間以下である。

4、施設基準等に係る九州厚生局長への届出内容について

◎基本診察料

- ・ 一般病棟入院基本料（急性期6）
- ・ 救急医療管理加算
- ・ 感染対策向上加算3
- ・ 診療録管理体制加算3
- ・ 重症者等療養環境特別加算
- ・ データ提出加算1
- ・ 地域包括ケア入院医療管理料2（公示注11）
- ・ 後発医薬品使用体制加算1
- ・ 認知症ケア加算（加算3）
- ・ せん妄ハイリスク患者ケア加算
- ・ 入退院支援加算1
- ・ 協力対象施設入所者入院加算
- ・ 医療DX推進体制整備加算

◎特掲診療科

- ・ 開放型病院共同指導料
- ・ CT撮影及びMRI撮影
- ・ 検体検査管理加算（Ⅱ）
- ・ がん治療連携指導料
- ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- ・ 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に規定する手術
（胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む））
- ・ 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- ・ 電子的診療情報評価料
- ・ 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- ・ 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- ・ 入院ベースアップ評価料60

◎入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

5、明細書発行体制について

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

6、院内感染対策取り組み事項について

① 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要である。院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針に則った医療が提供できるよう、取り組むものである。

② 院内感染対策委員会等の組織に関する基本的事項

- (1) 院内感染防止策に係る体制の確保及び推進のため、病院長を委員長とする各部署の代表を構成員とした院内感染対策委員会を設置する。院長を議長とし、毎月1回定期的に会議を行う。緊急時は臨時会議を開催する。
- (2) 院内感染予防に係る管理を行う部門として感染防止対策チームを設置し、各専門部員により感染管理の指導的役割を担う。
- (3) 委員は、職種・職位等にかかわらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
- (4) 委員は、その職務に関して知り得た事項のうち、一般的な院内防止対策以外のものは委員会及び院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。

③ 職員研修

- (1) 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを目的に実施する。
- (2) 職員研修は、就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- (3) 研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

④ 感染症の発生状況の報告と対応

- (1) 院内感染の防止のため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報供給を図るとともに、院内感染防止対策委員会で再確認等して活用する。
- (2) 注意すべき感染症発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。対策委員会を開催し、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。
- (3) 下記に掲げる者を診断したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により、①は直ちに、②は7日以内にその者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を、保健福祉事務所長を通じて都道府県知事へ届け出る。
 - ① 一類から四類感染症の患者、五類感染症の一部の患者又は無症状病原体保有者及び新感染症にかかっていると疑われる者
 - ② 厚生労働省令で定める一部の五類感染症患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

⑤ 患者への情報提供と説明

- (1) 本指針は、患者又は家族が閲覧できるようにする。
- (2) 疾病の説明とともに、感染防止の基本についても説明して、理解を得た上で、協力を求める。

⑥ その他

- (1) 医療機関内における院内感染対策を推進するため、院内感染対策指針規程、マニュアルを定期的に見直し、周知徹底する。

7、看護職員の負担軽減及び処遇の改善に対する体制について

当院では、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取組を実施しております。

患者様、ご家族の皆様にも、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

○看護職員の勤務状況の把握等

- ・勤務時間週平均 40 時間
- ・勤務後・夜勤後の暦日の休日の確保

○看護職員の負担軽減検討委員会

- ・年 4 回開催し、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を策定・周知

○看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の周知

- ・計画は院内掲示を行い、公開・周知を図る

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する取組内容

○時間外労働が発生しないような業務量の調整

○看護職員と多職種との業務分担（薬剤師、理学療法士、管理栄養士）

○多様な勤務形態の導入

○妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮

- ・夜勤の免除制度
- ・休日勤務の制限制度
- ・半日・時間単位の休暇制度
- ・子の看護休暇制度
- ・所定労働時間の短縮
- ・他部署への配置転換

○夜勤負担の軽減

- ・月の夜勤回数の上限定

(3) 夜勤における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

○11 時間以上の勤務間隔の確保

○正循環の交代周期の確保

○夜勤連続回数が 2 連続（2 回）まで

○暦日の休日の確保

8、協力対象施設入所入院支援加算に係わる掲示

介護保健施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること及び協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称は以下の通りです。 「特別養護老人ホーム 栄荘」

9、後発医薬品使用体制加算に関する掲示

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

また、医薬品の供給不足が生じた場合、治療計画の見直し等、適切に対応を行う体制を整えています。そのため、医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合がありますが、その際は、患者様には十分説明させていただきますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。なお、不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

10、医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証による診療情報等または問診票等を通して、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に伴い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

○初診時 1 点 ○再診時 (3 ヶ月に 1 回に限り算定)1 点 ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず
 今後も正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします

11、医療 DX 推進体制整備加算について

- ①オンライン請求を行っています
- ②オンライン資格確認を行う体制を有しています
- ③電子資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室等で閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ④電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については現在調整中です（令和 8 年 5 月 31 日までの経過措置）
- ⑤マイナンバーカードの健康保険証利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています
- ⑥医療 DX 推進の体制に関する事項および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及びホームページに掲載しています。

12、保険外負担に関する事項について

当院では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の徴収をお願いしています。

名 称		単 位	税込価格
診断書	死亡診断書	1 通	5, 5 0 0 円
	生命保険用 簡単なもの	1 通	5, 5 0 0 円
	生命保険用 複雑なもの	1 通	1 1, 0 0 0 円
	診断書	1 通	2, 2 0 0 円
	老人ホーム入所用	1 通	3, 3 0 0 円
エンゼルウェイ		1 セット	4, 0 6 0 円
ガーゼねまき	M・L	1 枚	1, 8 7 0 円
	LL	1 枚	2, 0 9 0 円
介護用シューズ	S・M・L	1 足	1, 9 8 0 円
ティッシュペーパー		1 箱	1 0 0 円
イヤホン		1 個	1 6 5 円
開示申請料		1 件	1, 1 0 0 円
開示手数料	A4 サイズ	1 枚	1 0 円

13、特別療養環境の提供について

2 人部屋を希望される方は以下の金額を加算いたします。

1 日につき 1,650 円（税込） 部屋番号 101・105・106・108・109・110

14、入院期間が 180 日を超える入院に関する事項（選定療養）について

当院では厚生労働大臣が定める療養担当規則に基づき、180 日を超える入院については、患者様の自己の選択に係るものとして、その費用を患者様から徴収致します。

選定療養費・・・通算対象入院料の 100 分の 15 に相当する額 1 日につき 1, 0 0 1 円

15、その他

- ・当院は個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。